

【科学技術特別委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において、科学技術特別委員会に付託された法律案は、内閣提出の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、これは、全会一致をもって可決、成立した。

また、田中科学技術庁長官から所信を聴取するとともに質疑を行ったほか、平成7年度科学技術庁関係予算について委嘱審査を行った。

〔法律案の審査〕

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、昭和32年に制定されて以来40年近くを経過しており、この間、放射性同位元素等の利用は産業及び国民生活に密着した様々な分野において幅広く普及するに至った。こうした中で、近年、放射性同位元素の賃貸をはじめ、放射性同位元素の利用に関する新たなニーズが生じてきており、このような状況に適切に対応するためには、安全性の確保を図りつつ、放射性同位元素に関する規制の合理化を図ること等が必要となり、本改正案が提出されることとなった。

その主な内容は以下のとおりである。

① 放射性同位元素の賃貸の業の新設

放射性同位元素を業として賃貸しようとする者は、放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならないこと等販売業者と同様の取扱いとすること。

② 許可証の訂正手続の簡素化

使用施設等の変更の許可を受けようとする許可使用者等は、その変更の許可の申請の際に、許可証を科学技術庁長官に提出することとすること。

③ 表示付放射性同位元素装備機器の使用に係る管理義務の合理化

政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを使用する使用者に対し、放射線取扱主任者を選任すること等を義務付けないこととすること。

委員会においては、3月20日に趣旨説明を聴取し、3月24日に、放射性同位元素の利用状況、賃貸期間における自己責任の所在、表示付制度と安全規制のかかわり、立入検査とその調査結果、国際放射線防護委員会の勧告と国内法への取入れ状況等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

[国政調査等]

2月15日、田中科学技術庁長官から所信を、石井科学技術庁長官官房長から平成7年度科学技術庁関係予算を、沖村科学技術庁研究開発局長から阪神・淡路大震災、技術試験衛星VI型「きく6号」の不具合原因等について説明聴取し、

3月10日、科学技術振興のための基本施策について質疑を行った。質疑の中では、阪神・淡路大震災に対する科学技術庁の対応、地震予知・観測体制の強化、原子力発電所の地震対策、朝鮮半島エネルギー開発機構設立に当たっての対応、新エネルギーの研究開発への対応、重粒子線がん治療施設の現状と今後の予定、若者の理工系離れ対策、科学技術庁の所管法人の統合問題、高齢者及び障害者への科学技術の役割等が取り上げられた。

また、3月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度科学技術関係予算の審査を行い、地震対策等の国民生活に密着した調査研究への予算配分の拡大、実験用通信衛星「あやめ2号」の通信途絶、「しんかい2000」の潜航調査中に生じた蓄電池の電圧低下の原因とその後の対応、現在の原子力発電所の耐震設計の見直しの必要性、我が国の原子力発電に係る高レベル放射性廃棄物の処理方法の適否、予定される輸送の通過禁止要求等を表明している国々への対処方針、我が国の政府研究開発投資の拡大の必要性、低迷している民間の研究開発投資の振興、大飯原発2号機のトラブルに対する原子力安全委員会の評価、人為ミス再発防止に向けての通商産業省及び科学技術庁の取組方針、人類にとってのライフサイエンスに係るヒトゲノムの解析研究の持つ意味及び目的等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年1月20日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年2月15日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 科学技術振興のための基本施策に関する件について田中科学技術庁長官から所信を聴いた。
- 平成7年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 阪神・淡路大震災に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 技術試験衛星VI型「きく6号」の不具合原因等に関する件について政府委員から報告を聴いた。

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 平成7年3月10日（金）（第3回）
 - 科学技術振興のための基本施策に関する件について田中科学技術庁長官、政府委員、通商産業省及び文部省当局に対し質疑を行った。
- 平成7年3月20日（月）（第4回）
 - 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
 - 平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
 - 平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(総理府所管（科学技術庁）)について田中科学技術庁長官、政府委員、警察庁、外務省、資源エネルギー庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
 - 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について田中科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。
- 平成7年3月24日（金）（第5回）
 - 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について田中科学技術庁長官、政府委員及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第75号)
賛成会派　自民、社会、平成、新緑、共産、二院
反対会派　なし
- 平成7年6月14日（水）（第6回）
 - 科学技術振興対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）

【要旨】

本法律案は、近年、放射性同位元素の賃貸形態による流通に対する需要等放射性同位元素の利用に関する新たなニーズが生じてきている状況に適切に対応するため、安全性の確保を図りつつ規制の合理化を講じようとするものであり、その主な内容は次の通りである。

1 適切な放射線障害防止対策がとられることを前提に、放射性同位元素の賃

貸の業を認めることとし、放射性同位元素の賃貸の業の途を拓くこととする。

- 2 設計・構造上高い安全性が確保されている特定の放射性同位元素装備機器のみを使用する者については、安全性の確保を前提に一部の管理義務を免除することとする。
- 3 使用施設等の変更の許可を受けようとする許可使用者等に求められている許可証の訂正手続を簡素化することとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先 議 院	提出月日	参議院			衆議院			備考	
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決		
75	放射性同位元素等による放射線障害の防止 に関する法律の一部を改正する法律案	衆	7. 3. 7	7. 3. 7 (予備)	可 決	7. 3. 24 可 決	7. 3. 24 可 決	7. 3. 7 科学技術	7. 3. 16 可 決	7. 3. 17 可 決	